

文教警察企業常任委員会会議録

平成18年7月25日

場 所 第3委員会室

平成18年7月25日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・「認定こども園」について
 - ・「サンマリスタジアム宮崎」における常設広告について
 - ・競技力向上のための「選手強化対策事業費」について

出席委員（8人）

委員 長	外山良治
副委員 長	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	高山耕吉
教 育 次 長 (総 括)	石野田幸蔵
教 育 次 長 (教育政策担当)	前田博
教 育 次 長 (教育振興担当)	福島信雄
総 務 課 長	梅原誠史

政 策 企 画 監	満丸洋一
財 務 福 利 課 長	小田正一
学 校 政 策 課 長	飛田洋
学 校 支 援 監	白川智
特 別 支 援 教 育 室 長	渋谷弘二
教 職 員 課 長	谷村學
生 涯 学 習 課 長	豊島美敏
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂口和隆
文 化 財 課 長	米良弘康
人 権 同 和 教 育 室 長	遠目塚勉

政 策 調 査 課 主 査	千知岩義広
議 事 課 主 任 主 事	大野誠一

○外山良治委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。配付いたしました日程案をごらんください。本日は、教育委員会に報告事項の説明を求めています。この日程案のとおりで御異議ございませんか。

○松井委員 これは本日の3時40分、4時ですね。できれば審議によっては可及的速やかに終わると、そういうような弾力を持たんと、これやるとずっと昼までやらんならんよ。そういうふうに弾力のあることで了承したと……。

○山口委員 文教警察企業ですが、きょう、警察も企業も報告事項はなしということですか。

○外山良治委員長 はい。

○山口委員 彼らも忙しいでしょうから、我々が彼らを拘束していいかどうかという部分はあるにしても、せつかくの閉会中の委員会ですから、逆に、委員側の質問がなしということでもないわけよね。報告事項がないから来ないというのはいいのかなと、逆に言ったら、委員側の

質問があるかないかわからんのに全員がそろろうというのは、お金と時間のむだと言えどもむだかなという気がします、そのことについて、何も質疑、質問はできないというのはどうかなと思ったものですから……。今後の委員長会等で議論をしてみてください。きょうはもう申し上げません。

○外山良治委員長 御指摘にあった点等を今後検討いたしまして、対応を考えていきたいというふうに考えます。

再度、確認をいたしますが、教育委員会に報告事項の説明を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、可及的速やかに終わりますように、十分配慮しながら、運営をやっていきたくて考えております。そのように決定をいたします。

執行部入室のため暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めますが、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。説明に入ります前に、おわびとお礼を申し上げたいと思います。

まず、教職員の不祥事についてでございます。新聞等で報道されましたとおり、県立佐土原高等学校の講師が、盗撮目的で校内にビデオカメラを設置するという、極めて残念な事件が発生し、この講師を7月19日付で懲戒免職処分としたところであります。この事件は、県民の教育

への信頼を著しく損なう行為でありまして、県教育委員会といたしましても、大変遺憾に思っております。今後とも、教職員一人一人が児童生徒、保護者、県民から信頼され、教育公務員として誇りを持ってみずからの職務に邁進するよう、指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、「宮崎県サッカー協会」についてであります。当協会の平成12年度から16年度までの5年間の不明朗な会計処理につきまして、新聞等で報道されたところであります。県教育委員会では、県体育協会を通じまして、当協会に交付をいたしております強化費について、問題が表面化しました昨年4月に直ちに調査を行い、適正に執行されていることを確認いたしておりますが、不明朗な会計処理問題の解決が長期化し、協会運営に支障が出るようになれば、本県サッカー競技の発展に影響が及ぶことも懸念されますので、県体育協会との連携を強化し、県サッカー協会に対する働きかけを強める方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、お礼を申し上げます。昨日、開催をされました「宮崎県中学校総合体育大会総合開会式」に際しまして、外山委員長には、御多忙中にもかかわらず御臨席を賜り、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。本日は、「認定こども園」について、「サンマリンスタージアム宮崎」における常設広告について、競技力向上のための「選手強化対策事業費」についての3つの事項について説明を行います。

内容につきましては、引き続き、関係課長が説明をいたしますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございます。
よろしく願いいたします。

資料の1ページをお開きください。「認定こども園」についてであります。このたび、国におきまして、認定こども園に関する法律が成立し、10月1日から施行されることとなりました。そこで、本日御説明させていただくものでございます。

資料1の認定こども園制度の背景をごらんください。幼稚園と保育所については、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化の進行や、教育ニーズの多様化に伴い、必ずしも、これまでの取り組みだけでは対応できない状況が見られることが挙げられます。具体的な例をお示ししながら、背景となっておりますことについて、資料にありませんが、少し補足をさせていただきます。

例えば、保育所に受け入れられるのは、保護者が働いているため家庭で保育ができない、そのような家庭の子供に限られておりました。現在、就労形態が多様化している中で、保護者が就労を中断する、勤務を途中でおやめになるというようなこともございます。そうすると、就労の中断のために、保育所に行っていた子供は途中で保育所を退所しなければならないというようなことがございます。それから、幼稚園は教育をする施設でございますが、保護者が働いているとか働いていないにかかわらず、教育をしておりますが、保育時間が保育所より短い、そのため利用しにくいというような状況がございます。宮崎ではそういうことはございませんが、全国的な状況を見ても入れないという、待機をしている状況も相当数ございます。一方では、幼稚園の利用園児数はだんだん減っているとい

うような状況もあります。

さらに、都会を中心として核家族化の進行とか、地域の子育て力の低下のために、小さな子供を自宅で育てておられる保護者の方への支援が場合によっては大きく不足しているというような状況もございます。

そこで、資料にありますように、そのため幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の施設の役割を果たすことができるような新しい仕組み、その新しい仕組みをいわゆる「認定こども園」というわけですが、その仕組みをつくろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる認定こども園に関する法律でございますが、この法律が平成18年6月15日に公布されたところでございます。

次に、2にあります「認定こども園」とはをごらんください。認定こども園は、幼稚園・保育所等のうち、以下の機能を備えるもので、後ほど4で説明させていただきますが、認定基準を満たす施設につきましては、都道府県知事から認定こども園としての認定を受けることができるものであります。

まず、認定こども園は、(1)に示しますように、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能、つまり、保護者が働いている、働いていないにかかわらず子供を受け入れて、幼稚園が持っている教育的な機能と保育所が持っている保育的な機能を一体的に行うという施設でございます。加えて、(2)に示しますように地域における子育て支援を行う機能、つまり地域すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を持つ施設であります。

次に、3の「認定こども園」のタイプをごら

んください。4つのタイプがございます。(1)の幼保連携型は、既に認定を受けている幼稚園と認可を受けている保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより認定こども園としての機能を果たすタイプであります。(2)の幼稚園型は、認可幼稚園が、保育に欠ける子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を新たに備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプであります。(3)の保育所型は、認可保育所が、保育に欠ける子供以外の子供を受け入れるなど、幼稚園的な機能を新たに備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプであります。(4)の地方裁量型は、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプであります。

次に、4の「認定こども園」の認定基準についてであります。具体的な基準につきましては、文部科学大臣と厚生労働大臣が定める「国の指針」を参酌して都道府県が条例で定めることと法律に規定されております。条例で定める基準につきましては、(1)の職員の配置、(2)職員の資格、(3)教育・保育の内容、(4)子育て支援、そのような事項を定めることとなっております。

最後に、5の法律の施行期日でございますが、本年10月1日となっております。

そこで、県といたしましては、国の動きを確認しながら、福祉保健部の保育所所管の部署であります児童家庭課が中心となりまして、私立幼稚園所管の生活文化課、そして公立幼稚園の所管の学校政策課、その関係部局が連携・協力しながら、条例案の策定に現在取り組んでいるところでございます。

なお、お手元に参考資料として国の作成した

認定こども園のパンフレットをお届けしております。後ほどごらんいただくとありがたいと思います。以上でございます。

○坂口スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、「サンマリスタジアム宮崎」における常設広告について御説明を申し上げます。委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

1の目的でございますが、県の財政状況は非常に厳しい状況にあるため、財源の確保を図る方策の一つとして、サンマリスタジアム宮崎において広告の掲出を実施するものであります。

2の広告掲出可能箇所でございますが、広告1区画の大きさは縦1.5メートル、横10メートルを基本として、内野グラウンドフェンスに6区画、外野グラウンドフェンスに14区画の計20区画を募集いたします。

3の広告使用料でございますが、都市公園条例の規定に基づき、内野グラウンドフェンスが1区画につき年額31万5,000円、外野グラウンドフェンスの年額が52万5,000円となっております。1年に満たない場合は月割り計算となります。例えば、ことし9月から広告掲出した場合は、9月から来年3月までの7カ月間分として、ただいま申し上げました金額の12分の7の金額となります。

4の公募期間は、平成18年8月1日から8月21日までとして、公募のあったものについては、審査会の審査を経て決定をし、本年9月からの掲出を予定しておるところであります。また、募集区画に空きがあった場合は、以後も募集を継続する予定であります。

次に、5の硬式野球場常設壁面広告物審査会についてですが、この審査会は(1)にありま

すように、サンマリスタジアム宮崎が公共施設であること、及び青少年健全育成の場であることに留意しながら、都市公園条例施行規則の規定により、広告物について審査を行うものがあります。申請のあったすべての広告について審査を行いますが、許可しない広告物の例としては、(2)の①から⑤に掲げております風俗営業と規定されるものや、消費者金融に関するものなどが考えられます。次の3ページをお願い申し上げます。(3)に審査会の構成メンバーを、(4)に都市公園条例施行規則の該当部分を参考としてお示しをしております。

6のその他でございますが、今回の広告掲出に際しまして、県として、児童生徒の健全育成を促進するため、例に掲げておりますような公共広告の掲出を検討いたします。

また、4ページから広告募集要項を、6ページに広告掲出場所を、さらに7ページに掲出イメージを添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、競技力向上のための「選手強化対策事業費」についてであります。8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の事業概要であります。この選手強化対策事業費は、国民体育大会で実施される40競技において選手強化のために行う県内外での遠征や強化合宿に必要な旅費や宿泊費等を支援するものであり、国民体育大会において入賞し、競技得点を獲得するための強化費であります。平成17年度選手強化費の総額は8,580万7,000円でありました。

次に、2の主な交付先についてであります。平成17年度分の一部の競技について配分額を示しております。陸上競技協会に506万円、バレーボール協会に385万5,000円、サッカー協会に319

万1,000円などとなっております。この配分額は選手強化基本方針等に従いまして、入賞の期待度や実績等により決定しているものでございます。

次に、3の補助金交付の流れについてでございますが、県は、県体育協会からの交付申請の提出を受け、その申請書を審査後、補助金として県体育協会に交付をしております。県体育協会は、40競技団体から提出されました申請書を審査後に、補助金の交付を行っております。各競技団体は、事業終了後、領収書や写真等が添付された実績報告書を県体協に提出することになりますが、その際、提出書類に不備がないかどうかのチェックを十分に行っているところでございます。その後、県体育協会は、県に対しまして補助金に対する実績報告書を提出することになります。以上のような流れにより補助金の適正な執行に努めているところでございます。

次に、4の宮崎県サッカー協会に関する報道についてでございます。昨年4月に県サッカー協会において、平成15～16年度の会計処理が不適切であったことが判明しました。

県サッカー協会では、調査委員会を設置し、真相の究明を進めてきましたが、ことしの7月9日に県サッカー協会の橋田会長が記者会見を行い、使途不明金が約721万円であったこと、さらに、本年9月までには最終報告をまとめる旨の報告がなされたところであります。

(3)のこれまでの県の対応としましては、平成17年4月の報道後、直ちに県サッカー協会に対する補助金が適正に執行されていることを、県体育協会とともに確認をしたところであります。その後、任意団体としての独自性を尊重しながら、県体育協会を通じて、県サッカー協会みずからが解決することを支援してまいりまし

た。最終報告が9月までになされるということですが、今後、この問題の解決が長期化する場合には、本県サッカー競技への影響も懸念されることから、県体育協会との連携をさらに強化し、県サッカー協会に対する働きかけを強める方向で検討してまいりたいと考えております。

(4)のその他に示しておりますが、平成17年度、県サッカー協会に対し、県民体育大会の開催運営費として15万5,000円、強化組織運営費として5万円を県体協を通じて補助をしております。今後とも、県体育協会と密接な連携を図りながら、各競技団体がこの補助金を十分に活用して、本県競技力の向上に生かせるようにこの事業の適正な執行に努めてまいります。以上でございます。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○中村委員 認定こども園についてお伺いいたしますが、今、課長からお話があったことは、もう既に、地域では実行されているんですよね。幼保、いわゆる両方相兼ね備えたことはもう既に実行されておって、何ら目新しいことではないんですよね。私が問題にするのは、4番の認定こども園のタイプというところで、地方裁量型というのがありますね。いずれも認可のないものですね。ここは、私の友達、蓬原議員の友達でもあるんですが、三股の、音楽を主体にしたい、保育園と幼稚園を兼ね備えたところがあるんですよ。なかなか認可が出ない。今、少子化の中でいい保育園、いい幼稚園、そういう無認可のいいところにみんな行くんですよね。だから、ある程度緩和して、この地方裁量型というやつを積極的に認定こども園ということに

やっていただきたいということを強く要望したいと思うんです。いいところがたくさんあります。普通の保育園や幼稚園よりかすばらしいところがいっぱいあるので、これはぜひ、これを活用していただきたい。

それからもう一つ、認定こども園の設定基準の中で、幼稚園の方は総務部が持ってたんですよ。総務じゃなかったですかね。幼稚園の管轄は……。地域生活部か……。

○飛田学校政策課長 総務部の総務課に文教係というのがございましたのが、地域生活部の方に移っております。よろしゅうございますか。

○中村委員 保育園は福祉……。

○飛田学校政策課長 児童家庭課でございます。

○中村委員 だから、これが認定こども園ということになってくれば、私は、前から思っていたんだけど、幼稚園、保育園の所管、これをどこか一本化しないと、我々もいろんな陳情に行くときに非常に困るんですよね。だから、この認定こども園なるものが決まれば、ぜひ、窓口を一つにしてほしいと思いますが、それはいかがですか。

○飛田学校政策課長 現在、条例を策定する作業を進めておるところですが、条例に伴いまして、規則をどうするかというようなこともございます。今のような御意見を踏まえながら、関係課で協議をさせていただこうと思います。以上でございます。

○中村委員 国の法律はどうか知りませんが、宮崎県においては、この認定こども園は、どこが管轄するんだということを、ちゃんと整備していただきたいというふうに私は思います。

サンマリスタジアムの方は、もう山口議員が専門ですから申し上げますが……。

競技力向上ですね。この問題についてですが、

こうして補助金交付の流れというのがありますけれども、県体協から競技団体の、この中のどいう流れかというのがチェックがされなかった結果が、今回のサッカー協会のことに関する不祥事だと思うんですね。だから、この辺の県体協と競技団体の金の流れというのは、どのようにチェックがなされているんですか。監査とかやっているんですか。

○坂口スポーツ振興課長 県体育協会からは各競技団体に、ことしの競技力向上費について内示をいたします。その内示に従って各競技団体は事業計画を出します。「こういった合宿をやります」ということを申請書を出します。そして、その申請書を審査した後、補助金を交付いたします。そして、各競技団体は、その計画に基づきまして強化合宿等々を行います。そして、終わりましたら、その領収書、実績報告書、写真等々をつけて、また県体育協会の方に提出をいたします。県体育協会としては、それを精査をいたしまして、しっかりした提出書類だということであれば、それを受け取ります。そういった大きな流れになっているところでございます。

○中村委員 私は、実は、都城の陸協の会長をしているんですけど、いつも「金がない、金がない」と言うんです。これだけ流れてきておるのであればある程度あるはずなのに、とにかく、広告で寄附を集めてくれと言われてやっているんですが、その実態はどこにどう流れてくるから——県体協から競技団体に流れる、例えば延岡だの、都城だの、宮崎だのに流れるその金はずつかんでいらっしゃるんですか。

○坂口スポーツ振興課長 この強化費というのは、国民体育大会に関する強化費でございます。国体に関する、国体で勝っていただきたいというお金でございます。国体に対する選手の強化

費ということで補助金を流しているところでございます。

○中村委員 それにしても、国体に行く選手が都城からもいるわけですよね。今まで都城にどれだけ、あるいは延岡にどれだけ、宮崎にどれだけ、個人とか団体とかあるわけですがね。どのような流れ方をしたのかというのを私は知りたいんですね。

○坂口スポーツ振興課長 これは例えばバレーボール協会と言えば、バレーボール協会に本年度の国体についてはこれだけのお金を差上げますと、そのランクづけもいたします。例えば、バレーボールと言えば、成年男女の6人制がございまして、成年男女の9人制がございまして、少年男女の6人制がございまして、6種別ございまして、その6種別について県体育協会はランクづけをいたします。そのランづけに従いましてその年の補助金というものを決定いたします。それを県のバレーボール協会に交付をいたします。そのバレーボール協会では、バレーボール協会の6種別の強化に応じた配分を恐らくしてくると思いますし、県体育協会も大まかな6種別の配分額を決めますので、その配分額に応じた強化をバレーボール協会はやると思います。そのときに例えば、バレーボールが6人制の少年男子が選抜であったときには、その選抜チームは各学校から入ってきますので、その選抜チームに補助金が渡るということでございます。成年女子9人制と言えば倉内整形でございますので、単独チームで恐らくありますので、そこに補助金が流れると、そういう仕組みになっておるところでございます。

○十屋委員 認定こども園の、ここに職員の配置と職員資格、職員資格は当然、幼稚園と保育園は違うので、そのあたりで、研修して両方取

らなきゃいけないというふうになっていると思うんですけども、そういうところ辺でどの程度研修されるのか。

それから、この施設がすべてに適用されるのではないと思うんですね。その地域のエリアとかあって、例えば、市町村に何施設とかそういう基準があるのかですね。

それからもう一つは、今までの幼稚園と保育園は当然、時間も違うし、通園の仕方も違いますね。そのあたりはどういうふうになるのか、これから検討されるんだと思うんですけど……。

それともう一つは、細かいことを言うと、保育園のおやつと、幼稚園はおやつが出ないという、その辺の問題とか、さまざまな課題があると思うんですが、それは教育委員会は直接関係するのかどうかですね、その辺、ちょっとお話を聞かせてください。

○飛田学校政策課長 現在いろんな視点で検討しているところでございますが、わかっていることについてお答えをさせていただこうと思います。

職員の資格につきましては、現在は、幼稚園は幼稚園教諭の免許を持っていると、それから保育所については保育士の資格を持っていると、この施設は両方の機能を兼ね備えていることとなりますので、両方の資格を有することが一番望ましいんですが、原則論でいきますと、ゼロ歳から2歳児、いわゆる保育所に該当する年代の子供さんを担当される方については保育士の資格、それから3歳から5歳児については資格の両方とも持っていらっしゃる方が望ましいというふうに国の指針の案は今、示されているわけです。まだ、最終的な指針は出ておりませんが、ただ、両方の資格を現実に今、持っているかということ、今から取ろうとなさる方あたりま

でも含めてというような基準になるのではないかとというふうに伺っております。

それから、2番目の認定につきましては、市町村に幾つとかいうようなことになるのかということですが、先ほど中村委員のお話にもありましたように、既に、それぞれのところで、こういう趣旨というのは取り組んでいただいておりますし、県といたしましても、いろんな事業の中で、そういう趣旨というのは今、奨励をさせていただいているところですが、この施設につきましては、施設の方から申請をしていただいて、それを認定をするということになります。現在の段階では具体的にどれくらい申請がなされるかということは明確につかんでおりません。

実は、6月の段階で知事部局の方で調査をさせていただいて、その後7月に説明会をやりましたんですが、6月の段階では法が出てすぐの調査でしたので、余り実態を御存じなくての状況で、その段階では、保育所は県内ほとんど定員に近い状況、待機しているような状況もないものですから、保育所の方は、余り積極的な動きはありませんでした。幼稚園の方は、ある程度、20幾つぐらいがやってみようかというようなお話があったんですが、これも具体的な説明をする前ですので、今まだ指針等も国から出ておりませんので、具体的にどれくらいになるかということについては、ちょっと状況は見えません。

それから、通園の方法だとかおやつのことだとか、そういうことについてもいろんなことがございますが、例えば、認定基準の中で恐らく話題になっていくのが調理室とかそういうのをどうするかという話なんですが、現在は、幼稚園は規定はないんですね。ところが、保育所は規定がございます。認定こども園は、調理室の

設置が望ましいというような方向になるのではないか、ただ、3歳から5歳というのは、いわゆる幼稚園を今まで対象としてきた年代ですが、そこは外部から搬入とかいうようなこともあるんじゃないかというようなことを今、検討をしているところです。したがって、通園とか細かなことも規則の中とか条例の中にどこまで落とし込むかとか、あるいはそこあたりはある枠の中で園に裁量していただくとか、そういうことについて今、検討しているところでございます。以上でございます。

○十屋委員 ということ、じゃ、この(1)番から(4)番まで型がありますよね。幼保連携とか、保育所型とか、これ、例えば、一体的に整備するという、地域の子育て支援センターみたいなものをつくるんだらうという場合には、何か国からの補助とか県から補助を出したりとか、そういうハード整備の面も出た場合は、補助の絡みが出てくると思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○飛田学校政策課長 実は、補助につきましては、現在わかっている段階につきましては、現行の制度を生かしていくと、ただ、現行の制度を生かしていくときは——このパンフレットの方をごらんいただけませんか。認定こども園の方……。開いていただいて、右側の中より下の部分に「幼保連携型の特例について」というのがございます。4つのタイプがありまして、幼稚園を出発点として、それに保育所的な機能をつけていくのは幼稚園の補助が延長ということになります。それから保育所を出発点とするものにつきましては、保育所の補助が延長という形になります。それになかったのは幼保連携型、幼稚園と保育所が一緒になる、ドッキングする型ですが、そこには表がございまして、現行で

は結局、幼稚園と保育所別々で認可をしておりますが、今度は認定こども園として一緒に認定します。そうすると、その設置者がだれになるか、今まで幼稚園の場合には学校法人でした。それから保育所の場合はほとんどが社会福祉法人ということになるんですが、そのトップが例えば社会福祉法人になったとき、幼稚園部分については補助が受けられないかという、そこに書いてありますように、現行では、表の中の一番上の欄ですが、私立幼稚園施設整備助成費というのは学校法人だけだったのですが、それがトップが社会福祉法人になっても補助が受けられるという方向で示されております。逆のパターンもそういう配慮をしながらやっていくことは明確になっております。以上でございます。

○十屋委員 それともう一つは、幼稚園の場合、教育制度のところでかかわってくると思うんですよ、子供の教育という部分。そうしたときにいろんな園では、小学校の先生と幼稚園の先生との連携を図るとか、そういう話まで聞こえてくるんですよ。教育委員会としては、そのあたりはどういうふうにご検討されているのか。施設側から、子ども園の方から要望があれば取り組むのか、それよりか、積極的に教育委員会側から呼びかけて取り組むのか、その辺はどうなんですか。

○飛田学校政策課長 非常にありがたい御指摘だと思うんですが、そういう部分について同じように非常に大事だと思っております。それで、現在「幼保小連携推進モデル事業」で、実は小学校に入る段階で連携をとりながら、子供たちがすくすくと育つようにということで、今、県内で3地域でそういう事業に取り組ませていただいておりますし、今年度の事業といたしまし

て、「宮崎の就学前教育推進事業」というのを
お願いしているところですが、その中で、宮崎
県の就学前教育プラン、いわゆる就学前教育が
非常に大事だということで、宮崎県として、一
つの指針を示したいということで、今一生懸命
取り組んでおります。そういう意味におきまし
ても、幼保小あるいは小学校、中学校、高校
までの連携というのは非常に大事だと思っ
ておりますので、そういう事業を通して奨励
をしていきますし、指針も示していきたいと思
いますし、さらには、園長先生等の研修会等
もうちが主催でやっておりますが、そうい
う場でもいろんな情報提供とかということ
をしております。さらに学校政策課におり
ます指導主事を幼稚園とか、そういう研
修会に、要請があれば、どんどん行っ
てこいということで、今、やってお
るところでございます。以上でございます。

○十屋委員 今度は、競技力の方でちょっ
とお話を伺いたいんですが、ここにありま
すように、8,500万円なりの補助をされ
ているんですが、結果として、なかなか
国体でもよくないという現実があっ
て、非常に厳しいと思うんですが、
ここにありますように、強化費の配
分額というのがあって、私もスポ
ーツ関係していますが、実際、ほと
んど成年男子の場合、宮崎から大
学に行っている強化したい選手、呼
び戻そうとしたら、それで飛んじ
ゃうんですよ。実際として旅費も
出ないし、例えば、合宿するための
宿泊費とかそんなものも出ないし、
結果としても交通費のみ。東京
とか関西とか飛行機で往復す
れば、それほどたくさん一人に
かけられないので、このあたり
がやっぱり悩ましいところで、
強化したいけど、実際練習する
回数も限られるということで、
多額のお金はかけていただ
いているんですが、実をな
かなか結ばないと、そのあた

りを、教育委員会としては、先ほど中
村委員のところで説明をちょっと
されたんですけども、実際的に、
強化するために強化費をどうい
うふうに使うかということを考
えたときには、国体に向けてや
っていくんですけど、なかなか
使い方も見えてこない部分
があるのかなというふうに思
うんですよ。そういうところ
はどのように考えられますか。

○坂口スポーツ振興課長 バスケットで
言えば少年男女、それから成年
男女ございますけれども、私
たちは、それぞれの競技で
それぞれランクづけをいた
します。特技競技から発展
まで5段階のランクづけ
をしているわけございま
すけれども、そのランク
づけに応じまして、その
積算に応じて配分額を
決めているわけござ
いますけれども、今、委員
が御指摘のように、成
年男子のバスケット、
恐らく大学に行っ
ている選手たちを呼
び集めてそういうふう
なチームを組んで
いらっしゃると、
努力をしていただ
いているわけござ
いますけれども、
なかなかそこ
辺まですべてを
見るということ
はできないわけ
ございますけれども、
一番、私がことし
各競技団体にお
願いしたことは、
やはりしっかり
した強化計画を
つくっていただ
いて、短期、中
期、長期という、
そういう計画
の中で、各競
技団体がどう
戦っていただ
けるのか、「チ
ーム宮崎」と
してどう戦
っていただ
けるのか、
そういうし
っかりした
プランを出
していただ
きたいと、
その競
技団体が
そういう
意識を変
えていただ
きたい。
今以上に「
チーム宮
崎」として
頑張るん
だという
意識を持
っていただ
きたいとい
うことを
お願いし、
ことしは
少しずつ
各競
技団
体が
そう
いう
「チ
ーム
宮
崎」と
して
の戦
い方
をし
て
い
た
だ
い
て
い
る、
あ
り
が
た
い
方
向
に
行
っ
て
い
る
ん
で
は
な
い
か
な
と
思
っ
て
い
ま
す。

ただ、たくさん補助金を流したいんですけども、県の財政等もございますけれども、成年男子、勝っていただければ、来年は、それなりの実績が、またたくさん補助金が渡るのではないかなと思いますので、ぜひ、いい成績を上げていただければと思います。

○十屋委員 たくさん流せとかというんじゃないんですけども、なかなか使い道が効果的に発揮できないという悩ましいところがあるので、それぞれの競技団体、工夫しているんですが、その中で、競技力の場合はどうしても学校教育現場からの中学、高校のところから競技力を上げて、それが大学に行ってというのがあって、それに呼応して地域スポーツですかね、あれを進めようとされている。そこで今、過度期にあって非常に難しいところだと思うんですけども、今、中体連、高体連そのあたりの強化費、直接これとは関係ないんですが、ここに結果として結びついてくると思うんですよね。ですから、中体連とか高体連のそういう強化費の使われ方とか、どういうふうにやっつけいらっしゃるか、そして、ここに直接つながっていくのか、そのあたりもちょっとお聞かせいただけますか。

○坂口スポーツ振興課長 選手強化費につきましては、宮崎トップアスリートということで小学校から一般までというんでしょうか、特に、中学校、高校生を対象にやっております。「中学校アスリート育成事業」ということで、支援費として部活動の支援費、それから強化費、大会運営費、そういうものを中体連を通して補助をいたしております。それから、「高校生アスリート育成事業」ということで、これは県の高等学校体育連盟の方に支援費、部活動育成費、大会運営費、直前合宿費、こういうものを出しております。それから、「トップアスリート育成事

業」ということで行っておりますけれども、これは各競技、中学校1年生から高校2年生までそれぞれのトップを集めていただきながら、5年間にわたって強化をしていこうと、そして最終学年で力を発揮していただく6年計画でトップアスリートを今、育成しているところでございますので、これがやがて芽が出てくると思いますけれども、そのほかに「少年競技力ジュニア連携事業」というのも行っております。これは、小学校、中学校、高等学校の子供たちを一堂に集めて強化をしているということでございます。そういったのが中学生、高校生に対する強化でございます。

○十屋委員 ありがとうございます。

そういういろんな施策をやりながら、それぞれ個々の選手の能力もあるでしょうし、指導者の力もあるでしょうし、結果として、国体でその段階レベルの結果はそれぞれ出てきますから、それは頑張っていらっしゃるというのは我々も十分知っているんですけども、宮崎県として、「チーム宮崎」と言われましたけれども、そのときになかなか成績が思わしくないというのは、頑張っていたくしかないんですけども、これ、最後に要望ですけど、毎回言いますが、いろいろあるところの企業さんに、九州大会に競技で出させてもらえませんかとお願ひしましたら、今、非常に企業も厳しくて、公文書をもってしてもだめだと、国体だったら、まあ何とかというふうな現実社会になっています。ですから、よくペーパーで各企業なり、監督さんなりにお願いされるんですが、それぞれ競技団体ですね。選手確保においてもそういう面では今、厳しいので、非常に悩ましいところがあります。できれば、何か協議いただいて、九州大会にしる、そういう代表として出るときに少しでも企業の

方々に御理解いただけるような、そういう取り組みもまたお願いしたいというふうに思います。

○山口委員 認定こども園について伺います。

法の公布が6月15日で、7月に説明会を行い、参加された施設数が20ちょっとで、施行が本年10月1日ということでありまして、先ほどの課長の説明では、現在、関心を持って事前審査とでもいいでしょうか、名乗りを上げている施設はないということのようではありますが、10月1日スタートということになると、おおよそあと2カ月しかございませんので、私どもからしますと、幼保の一元化というのは、もう長い長い懸案事項であったんですが、いざ、現場段階という意味では関心はあるものの、施行される10月1日から本県の場合にはあり得ないと、仮に、やられるとしたときに、新年度、あるいは新学期ということで、来年の4月からあるのかなという程度の理解でよろしいんですか。

○飛田学校政策課長 先ほどの説明に補足をさせていただきながら御説明させていただきますが、実は、議員がおっしゃったとおり、6月に決まりまして10月1日の施行という、非常に厳しい日程でございます。その間に条例をつくり、そして、条例に伴う書類等をどうするかという規則をつくり、それで国の方と連携を今、とっておるところですが、実は、国がこの基準案につきまして、7月にパブリックコメントをいたしました。それで、パブリックコメントを受けて、そのパブリックコメントを受けたもので国のいわゆる指針となる基準を出そうということなんです、それが今のところまだ示されておられません。

したがって、私たちは、最初に出た原案をもとに作業を進めておるところですが、理想をいいますと、9月議会に上程ができて、そう

いう整備を県民に広く普及していくというのがいいんですが、今、苦慮しながら対応しているというのが現状でございます。

それから、市町村の関係者とか、あるいは施設の代表者について説明会をいたしました。7月に2回に分けていたしましたが、その中でも大卒でしかまだ示せてないところがございます。

したがって、議員が御指摘のとおり、10月1日の施行の段階で十分そういう準備ができるかということは、できるだけの努力はしているところですが、現状としては、今、お話ししたような状況でございます。

○山口委員 ありがとうございます。

それから、1ページの3の「認定こども園」のタイプで4種類の型をお示しいただきました。それで、4ではその認定基準が記されておりますが、従来、幼稚園にしる保育所にしろ、その設置については国の基準が厳しくて、この4の両括弧書きのそれぞれが十分に満たされてなければと、確かに人様の子どもを預かるわけですから、そこらの基準の厳しさは理解できないことはないんですが、少子化の中におけるそれぞれの施設の円滑な運営を考えたときには、もう少しそこら辺緩めてもいいのではないかという気がいたします。

特に、3の(4)地方裁量型という、この部分ですが、4の中に「国の指針」を参酌して都道府県が条例で定めることと、こうなっていますね。本来ならば、国の指針をかぎ括弧でくくらないと思うんですね。これをかぎ括弧でくくって参酌してという、この流れは率直に申し上げますと、国の基準はありますが、それを国の基準に従ってとじゃなくて参酌してというのは、本県独自のルール、いわば本県としてのローカルルールもあり得ると、これは理解をし

てよろしいのでしょうか。条例化についていろいろ御苦勞なさっているようですが、そこら辺について、いきさつがわかればお聞かせください。

○飛田学校政策課長 法につきましては、既に発表されておりまして、決まりまして施行を待っている段階でございます。法の中にもある程度のことが書いてございますし、国の基準の中でどうするかということも、それをもとにしていくことで今、その段階についてはその協議をしている段階で、具体的にどこまでが県としてやれるかということについては、一つ一つ検討させていただきながら、今後、考えていきたいと思っているところでございます。

○山口委員 他の委員からも指摘ありましたように、4つのタイプがあると言いながらも、(1)(2)(3)まではよろしいとしても、(4)の部分を考えますとね、ぜひとも、本県独自の緩やかなルールとか、あるいは運営しやすいルールというのを織り込んでいただくようお願いをいたします。

次に、認定こども園は、それぞれの保護者から求められたことではあったとしても、「いえいえ、うちは保育所施設で十分だと思っていました」とか、あるいは「うちは幼稚園で十分だった」という、保護者から見ますと、それぞれの形が重なってくるわけですから、新しく参加される方には歓迎されると思うんですが、従来から保育をお願いしている、あるいは園児としてお世話になっている人から見れば、その措置費あるいは授業料というのは、例えば、教材費とかおやつ料とは別としても、変わるんだろうかという心配があるんですね。それは全く園に任せたままなのか、それとも、県としてもそれらの措置費、授業料については、ある程度関与を

していくのか、そこら辺についてのお考えをお聞かせくださいませんか。

○飛田学校政策課長 非常に微妙な問題だと思っておりますが、認定こども園につきましては、今まで保育所というのは、市町村がそういう経費についてはきちっと決めるという形で来ておったんですが、認定こども園に認定された場合には、園でできるという制度になっておりますが、いろんな方が入所されるのに困難を伴わないようにというような点は配慮していくべきだと思うんですね。ですから、そういうことと、補助を出している金額とかそういうことを含めながら、県がそういう部分については今後も関与していくこと、あるいは市町村が指導していったり、県が指導していくということになると考えております。

○山口委員 ありがとうございます。

次に、これは委員長に伺いたいんですけどね。「サンマリスタジアム宮崎における常設広告について」、私は、本会議で討論までして反対を出したんですね。しかしながら、私のやんちゃさというか、荒っぽさにほかの委員の皆さんが何か閉口されてしまって発言すらできない状態になりまして、反対した私がここで発言しているのかな、どうかなというのがあるんですが、あえて口火を切るということをお許してください。

○外山良治委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 という背景で質問させていただきます。2ページの5、広告物審査会、(2)許可しない広告例というのが丸で5記されております。そのほかに3ページの6その他の中に、県として児童生徒の健全育成を促進する広告の掲出について検討するという、この部分については大変ありがたいことだと思っております。ただ、この2の中で①はわかります。②の消費者

金融に関するものと、こうしましたときに、それは業種等に対する区別あるいは差別になるのではないかと、あれはいいけどこれは悪いという中で、①の部分は法律で掲げているからまだいい。しかし、②の消費者金融については、これもだめだとする根拠は何なんだと、③のたばこに関するもの、たまたま私も今回たばこについて本会議で質問いたしました、アルコールはいいけれどもたばこはだめだと、それは本県が静岡や鹿児島に続く葉たばこの産地ではあっても、芋焼酎や麦焼酎のたくさんのメーカーがあるから、そこに遠慮して書かなかったのかと私は思わないんですね。ですから、アルコールはいいけれどもたばこはだめだと、両方とも成人者以上でなければ食することはできない、あるいは嗜好することはできない、こういう法律がある中で、そこをどう理論づけられようとするのか。また、⑤の社会問題となっている業種や事業者等というのは、全体の流れの中ではまあ書いておかなきゃしょうがないのかなという気がいたします。が、ある意味でファジーといましようか、ちょっと弾力性があり過ぎるというものもありますし、社会問題になるというのは、ある日突然村上ファンドのようになってきたりするものですから、事前に察知しにくい部分もありますが、いざ、世論がわっと言うてきたときには、その広告を消さなければならないという、ここらについての基準をどうされるのかなというのを、反対した私が非常に心配しております。それは皆さん方が、山口に遠慮されて質問しなかったもので、あえて私が聞いたわけでありまして、私自身は、ということ等を十分わかまえて実施してくださいと申し上げたいんですが、答弁があった方がよろしいですかね。——答弁があった方がよろしいということだそ

うですから、お聞かせください。

○坂口スポーツ振興課長 まず、たばこに関することから少しお話をさせていただきたいと思えます。たばこに関することにつきましては、財務大臣指針により製造たばこにかかわる広告を行う際の指針ということで、公共性の高い場所の広告は行わないということになっております。

それから、お酒についてですけれども、酒は自主規制により未成年者の飲酒防止という観点から、お酒は20歳になってからなどの注意事項を入れるということになろうかと思えます。

それから、社会問題となっている業種や事業者ということで非常にファジーだということでございますけれども、社会問題となっていることについては、出たときに審査会でどうするのか、そこ辺を慎重に審査する内容ではなかろうかと思っております。出した後にいろいろな問題が発生する場合もあろうかと思えますので、その場合は、審査会にかけまして、慎重に速く掲出を取り除くのかどうかについては、即座に検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○山口委員 消費者金融についての答弁はありませんでしたが、それはそれでよしとします。

ギャンブルはどこまでお考えですか。普通、競輪、競馬、モーターボート、それからオートレース、それぞれ所管省庁は違いますが、パチンコはこの中に入るんですか。

○坂口スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

パチンコもマーじゃん等も入ると思っております。

○山口委員 発言は注意してください。マーじゃんはあれは遊びであって、たまたまよから

ぬ人たちが花札と一緒にばくちをやるのであって、警察は、トランプの七並べと同じようにマーじゃんや花札は扱ってます。

ただ、警察ではパチンコはギャンブルとして扱ってないんですよ。それは委員会の方から「あれはギャンブルだよ」と、「ギャンブルに普通の主婦が3万も5万もかけるのはおかしい」と言ったら、「いやいやパチンコはギャンブルではございません」と、「たまたま玉を貸して遊ばせるお店と、出てきた結果景品をくれるお店と、その景品を持っていったら現金にかえるお店が連なっているだけです」と言って、警察は、あれギャンブルと言わないんですよ。言いたくないんでしょうけど、ですから……。わかりました。パチンコも入るならばそれで理解をいたします。一応この回については私は切ります。皆さん方、どうぞ。

○十屋委員 今のサンマリスタジアム宮崎の広告の件ですが、6区画と14区画で20区画で1年間と計算したときに、この試算からすると約1億1,000万ぐらい入る、雑駁な計算だとそうなるんですが、これの広告使用料収入で……。「1,000万」と呼ぶ者あり1,000万、済みません。これで計算したもんですから、けた間違いしました。1,100万ですかね。それで、この使用目的ですよ、どういう……。最初に「厳しい財政状況にあり、歳入歳出の見直しを行っているところである」ということで、ここで収入を得た部分に関しては、教育委員会としては、どういうふうに使いたいとかという発言をされるのか、そういう何か目的があって考えておられるのか。そのあたりを……。

○坂口スポーツ振興課長 教育委員会では一般財源に充てたいと考えているところでございます。

○十屋委員 ということは、スポーツとかなんとか全然関係なくて、一般財源のプールの中に入れてしまうということだけですね。じゃ、ただ、ここで収入を上げるということで、最初に書いてあるとおり、歳入を図るというそれだけの話ですね。

○坂口スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○十屋委員 というのであれば、ここに、教育委員会がするからなんでしょうけど、3ページの例として「早寝 早起き 朝ごはん」という例が書いてありますが、広告側からすると、そういう自分のPR、会社のPRをもっとしたいという思いも出てくると思うんですよ、会社としてですよ。そうしたときに、字づらをこういうものを例として挙げられた場合に、出す側とすれば、絶対こういうものを入れなきゃいけないのかという発想も出てくると思うんですが、そのあたりはどうなるんですか。

○坂口スポーツ振興課長 それぞれの掲出をする方々について、別の5ページにあらうかと思えますけれども、広告掲出条件として、「広告内容は、商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等をペイントによりグラウンドフェンスへ直接描くものとする」ということで、9の広告掲出条件の(2)にありますけれども、そういうようなことになろうかと思っています。

○十屋委員 ということは、独自に企業がそういう先ほど言ったような言葉、「早起き」とか、そういうものを入れる分にはかまわないけど、教育委員会としては、それを条件をつけるとか、そういうことではない、そして、そこまで規制はしないということですね。

○坂口スポーツ振興課長 委員が言われました今の、その他の「県として児童生徒の健全育成

を促進する広告の掲出」ということは、県がこういう掲出をしたいということでございます。それ以外の掲出者については、こんなことを出したいということであれば、それを慎重に審査会で審査をいたしますので、そういうことで御理解をいただければと思っております。

○十屋委員 私の勘違いもあったようでございますので、わかりました。

○蓬原委員 今の広告についてですが、歳入については一般会計ということであつたんですけども、一般会計ですから雑入かなという話なんですけど、「使用料」と呼ぶ者あり使用料ですね。広告料、これの使用目的というか、それについては当然縛りはないということですか。それとも、縛りはないけれども、個々の広告で全部埋まれば924万、収入があるわけですから、その分をこのサンマリンスタジアムのさらなる設備の、あるいは運営の充実等に上乘せすると、何かそういう目的化、案のうちに目的化している部分があるんですかね、お聞かせください。

○坂口スポーツ振興課長 いろいろな考え方はあると思っておりますけれども、予算編成の中でこれから考えていくということになろうかと思いません。

○蓬原委員 ここでついでなんですけど、結局、県としての歳入をふやそうと、そこまでの話で、ふやすからにはこれを子供の健全育成のために使うとか、競技力向上のために使うとか、そういうことを踏まえて予算を策定するときに財政課に、これだけ我々としては歳入アップをしたんだから、これだけは教育委員会としてこの目的に使いたいから、こういう事業を新しくつくるのでこちらに回してほしいと、これが政策だろうというふうに思うので、ただ、広告出すから収入ふやした、後の使い道どうなるかわから

んというの、ちょっと寂しい気がするなと思うんですが、いかがなものですか。

○高山教育長 確かに、県財政が非常に厳しいということで、一般財源として、歳入として受け入れるわけでございますけれども、今後、財政課と予算折衝等も行っていくので、委員がおっしゃったことも十分踏まえまして、我々としましても、そういったことを考慮しまして、財政と折衝していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○蓬原委員 話変わりますが、認定こども園についてですが、地方裁量型、先ほども中村委員から話が出ましたけれども、この括弧の中に「いずれの認可もない地域の」云々とあるんですが、この地域というのはどういう意味なんですか。

○飛田学校政策課長 幼稚園、保育所としての認可を受けてなくて、例えば、地域で現実そういう保育等をしていらっしゃるという意味でありまして、その地域というのは、宮崎とか日本とか、そういうんじゃないで、それぞれの地域でというふうにお考えいただくとよろしいかと思えます。

○蓬原委員 確認しますが、現実的に今、そういう認可を受けずにやっておられる施設というふうに理解すればいいですか。

○飛田学校政策課長 はい。現在のところは、そういう認可を受けていらっしゃらないから、認可した幼稚園とか認可した保育所ではございません。ただ、認定こども園としての4番に示しておりますような認定基準を整えていただいて、認定こども園として申請をいただいて、認定をしていくというような形が(4)番の地方裁量型ということになります。以上でございます。

○蓬原委員 わかりました。

8 ページのスポーツ振興課の御説明のサッカー協会に関する報道についてでございますが、ほかにも見渡しましたところ、バスケットの協会の会長さんでないかなという方がおられたり、私も自転車競技の会長をしております。恐らく実際のところ、それぞれの団体の内部の運営というのは、会長というはお飾りでございます、あいさつ要員であったり、実際のところは理事長であったり内部の実際長く携わってこれらの方が運営されているというのが現状でありまして、サッカー協会については、それがためにこういうチェックが働かずに、こういう結果を生んだのかなというふうに思うんですが、先ほどの中村議員は監査委員でもあります。全国的にいろんな問題がある中で、私も昨年監査委員だったんですが、いわゆる財援団体、財政援助団体もこれからは監査の対象にすべきではないかという議論がいろいろございまして、たしか、昨年から財政援助団体も監査の対象にするということになっております。

したがいまして、過去、この県体育協会というのは、正式に県の監査事務、監査事務局の監査を受けたことはないのではないかなというふうに思っておりますから、やはり今後は、これは監査事務局との関連も出てくるわけでございますが、県体協等教育委員会に係る財政援助団体、そういうものも監査の対象として、やはりある程度年次的にピックアップして受けていただくという立場をおとりになった方が一つのチェックシステムというのは働くのではないかなというふうに思っておりますので、これは事務局の方の姿勢も出てくるわけですが、要望として申し上げておきたいというふうに思います。

○山口委員 同じく選手強化対策事業について伺います。

サッカー協会については申しわけないんですが、このように内部問題が露呈をいたしまして、県そして県体協がそれぞれ動いたことによりまして漸次解決の方に向かうのかなと思っております。一方では、先ほど中村議員、指摘されましたように、私たちも県民の間におりていきますと、「うちの競技団体は」「うちの競技団体は」という声がたくさん出てくるんですね。それは最終的にはそれぞれの競技団体の県協会が自主自律で解決しなければ問題でありますし、サッカー協会を一つの他山の石ととらえまして、みずからの透明性や情報公開に進むべきだろうと思えます。

しかし、この県や県体協が注目をしたということで、それぞれの競技団体が運営やその用途について少し気合いが入ったのは事実ですね。そういう意味では、民主団体ですから、県が乗り出していくというところまでは私は求めませんが、やはり県体協を通じてそれぞれ各競技団体の情報公開や事業のあり方等について御指導をお願いしたいと思います。

先ほど、国体における17年度の強化費配分額が出されましたが、説明の中で「選手強化基本方針に基づき」というような答弁を聞きました。例えば、先ほどの蓬原委員じゃありませんが、それぞれの競技団体の会長さんが来ておられるのかもしれませんが、その出場するチームとかあるいは団体数、あるいは選手数等で陸上競技からここに書いてありますハンドボールまでそれぞれ内容が違うと思うんですね。そこらほどのように積算をされて、こんな形になるんですかね。ちょっとお聞かせくださいませんか。

○**坂口スポーツ振興課長** まず、この配分をするために、県の体育協会は、「選手強化対策基本方針」というのを持っております。それを受けまして、選手強化配分基本計画をつくっております。その基本計画に基づきまして、特技競技から最重点、それから重点、発展、育成という5つのランクを設けております。そのランクに従いまして、例えば特技競技であれば、関東地方に4泊5日で1回、九州地区に3泊4日で2回とか、県内の合宿を3泊4日で2回とか、そういう1人分の積算をいたします。その積算に従いまして、その選手のエントリー数の人数を掛けます。それがそれぞれの種別の強化費ということになるわけでございます。

○**山口委員** それは事務方の積算の基礎ということなんですか。それとも各競技団体ともすべてそれは理解をされていると考えてよろしいんですか。

○**坂口スポーツ振興課長** 当然、それに基づきまして、各競技団体は綿密な事業計画を上げてまいります。それを県体育協会は、それで間違いはないかということをチェックいたしまして、それがオーケーであれば、それを戻しまして、補助金を交付するというシステムになっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○**外山三博委員** 先ほどの蓬原委員の質問に関連してちょっと確認したいんですがね。サンマリン球場の広告収入が教育委員会の一般財源として歳入で入ると、私は、その説明を聞くまで、当然、財政の方に県の収入として入ると私は考えていたんですよ。このサンマリン球場を使っているいろんな入場料を取るイベントありますよね。この収入はどこに入っているんですか。

○**坂口スポーツ振興課長** 例えば、高校野球あ

たりも取りますけれども、これは高等学校野球連盟に入ります。

○**外山三博委員** そのほか、例えば、この前オールスターありましたよね。これはどこに入るんですか。

○**坂口スポーツ振興課長** オールスターについては、深く承知はしておりませんが、日本野球機構が取りまとめていると考えております。

○**外山三博委員** この球場を使った広告料の収入は教育委員会の方に入る……、私は、財政に当然入ると思っておったんですがね。例えば、教育委員会所管の高等学校の授業料、これは財政に入っていますよね。どうですか。

○**坂口スポーツ振興課長** 先ほどのお答えですが、使用料につきましては県に入ります。それから、入場料、それぞれの団体が入場料を取りますよね。例えば、高等学校野球大会があつておりますけれども、それで入場料につきましては、それぞれの団体の収入になるということでございます。球場の使用料等については県に入ります。

○**外山三博委員** 具体的には使用料というと、どういうものがあるんですか。

○**坂口スポーツ振興課長** 使用料というのは、例えば、サンマリンスタジアムを野球で使用しますよね。そういう使用料でございます。使うためのお金ということになります。それから、それぞれの団体がその大会に入場料を取ることであれば、その団体の収入になるということでございます。御理解をいただきたいと思います。

○**外山三博委員** 2～3日前のオールスターは日本野球機構が取ると、じゃ、野球機構にあの球場を貸したんですね。貸出料が当然あると思うんですよね。これはどこに入ったんですか。

○坂口スポーツ振興課長 施設の使用料ということで県に入ります。それと、広告を出しましたので、広告料も入ってまいりました。

○外山三博委員 さっきの授業料は当然県の財政の方の収入ですよ。これは当初予算見ればわかることですよ。結構です、わかりました。

○山口委員 要望をお願いいたします。

せんだって中体連、開会されましたが、夏は中体連、高体連、まさに若い諸君の汗が光る時期でもあるんですが、実は、地区大会を含めて優勝旗及び優勝カップがぼろぼろとまでは言いませんが、確かに、歴史の重みのあるものですから、また、財政の絡む問題ですから、そう簡単につくりかえられないと思うんですけどね。カップをどなたかに磨いてほしいねと思ってみたり、あるいは優勝旗も三脚がしっかりしてなかったり、上の槍の部分がいろいろ不都合があったりとかありますので、やっぱり優勝の実感を味わうためのカップや優勝旗というのは、皆さんの方で一度しっかり確認をしていただいて、感激が沸いてくるような優勝旗やカップにさせていただくよう、点検をお願いしたいと思います。結構です。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 副委員長と委員長を交代いたします。

〔委員長交代〕

○外山良治委員長 昨日、中体連に行ってきました。たしか、6,515～6,516名の若い中学生が入場行進をして本当に感動いたしました。もちろん、あの中にはサッカー選手も入場されたことと思います。彼らが夢と希望を抱けるような今のサッカー協会であるのかと考えた場合に非常に寂しく思いました。ちなみに、任意団体で

あるから尊重するということがございましたが、全国的に、例えば県体協は任意団体ですか、どうですか、まずお伺いをいたします。

○坂口スポーツ振興課長 *任意団体でございます。

○外山良治委員長 ちなみに、サッカー協会はどうですか。全国的に、サッカー協会は任意団体か、財団法人等の団体か、お伺いをいたします。

○坂口スポーツ振興課長 先ほどの県体育協会は、財団法人でございます。県のサッカー協会は、任意団体でございます。全国的に見て、財団法人が10、社団法人が31、NPOが1、法人化をしていないところが今、5県ございます。以上でございます。

○外山良治委員長 サッカー協会、任意団体ということですが、例えばPTA、これも全部任意団体です。ですから、任意団体であれば監査ができません。しかし、財団法人、社団法人であれば監査団体の対象となります。ちなみに、年間の予算が5,000～6,000万あると言われておる団体が任意団体であるということが非常におかしいと、そこで、全国的に見られるように、今、5団体と言われましたが、一日も早く財団法人、社団法人等働きかけられて、透明な団体になるように指導した方がいいのではないかなというふうに思います。それが第1点ですね。

それから、そうしなければ、夢と希望と言いながら、団体がこういう721万の不正、そして400万は個人的弁済、あとについてはまだ今年の9月ごろ最終報告をすると、普通であれば民事・刑事の告発をしますよ。これだけ多額の不正ということがあればですね、それは個人的な

※このページ右側に訂正発言あり

問題ですから横に置くとして、やっぱりスポーツを目指す方々は、まず心身ともにクリーンであってほしいということを要望しまして、スポーツ振興課として対応していただきたいというふうに要望しておきます。

〔委員長交代〕

○外山良治委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○外山良治委員長 その他何かありませんか。

○中村委員 競技力向上ということですが、当時の笹山教育長がおられたとき、競技力向上のことでこの委員会ですらいろいろあったことがあるんですが、そのとき教育長が競技力向上の委員長になることについておかしいんじゃないかということでお話をしました。当時の笹山教育長は「いや、どうしても私がやりたい」ということで、ここでいろいろ議論があったんですが、そして、特別委員会も過去2年競技力向上の特別委員会というのが設置されました。ところが、全然競技力向上が、国体等での成績が、1回ちょっと上がったことがあります、上がってない。私はかねがね、前も言ったんですが、このスポーツ振興課を知事部局の直轄にして、大体、教育委員会にスポーツ振興課があることというのは果たして正しいのかどうか、各県はやっぱり教育委員会の中に置いてありますか、それをひとつお尋ねします。

○坂口スポーツ振興課長 教育委員会に置いてあるのがほとんどでございます。

○中村委員 それほとんどだということで、そうでないところもあるわけですね。

○坂口スポーツ振興課長 1～2県あると思います。九州はすべて教育委員会の中にございます。

○中村委員 全国的にそういう方向だから、そ

れが果たしていいか悪いかというのは、そのほとんどがそうだからいいとは思えないわけですね。僕は、スポーツ振興課が、いわゆる知事部局で直接スポーツ振興課独自に直轄でつくるのかどうかそれは別として、教育委員会の中にあるから枠があるんじゃないか。いわゆる競技力向上が図れないんじゃないか、というのは、先生方がほとんどなんですが、皆さん方が、例えば優良企業に行って、これは体育連盟か何か、県体協がするのかわかりませんが、例えば、優良企業、今、儲かっている企業というのは焼酎関係の企業がありますよね。そこに出向いていって、競技力向上に金が要るんだけど、少し寄附してくれないかとか、そういう交渉はできないでしょう、先生方には。私は、そういった意味では、やはり知事部局のどこかにスポーツ振興課を置いて、そして、そういう金の集め方までやっていけばより強いところができるんじゃないか、かねがねそういうことを言ったこともあるし、思っているんですね。だから、教育委員会という枠があるから、なかなかできない部分があるんじゃないかならうかと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○高山教育長 今、中村委員がおっしゃいましたスポーツ分野の知事部局移管でございますけれども、平成16年でしたかね、中教審答申が出されまして、生涯学習分野とかスポーツ分野、文化の分野等につきましては、知事部局の方に移管した方がどうだろうかというような答申がなされまして、現在、知事部局の方と色々な角度から検討を行っているところでございまして、確かに、本県競技力につきましては、落ちてきておりますけれども、今後、そういった面も含めまして、さらなる検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解い

ただきたいと思います。

○山口委員 関連。その議論をしたとき、私も一緒に委員でした。申し上げますが、1つは資金面ということもそうですし、いま一つは、国体級の選手を抱えるということもそうなんです。本県の国体陣の低迷をいろいろ皆さん方悩まれますが、特に、高校生クラスが他県に流れる部分もありますけれども、やっぱり地元に残りたいという、そういう学校をつくってほしい。一方では、そのための資金援助はスポーツ振興課だけでなく、商工観光労働部と一緒にあって、景気のいい企業たくさんあるんですよ。ですから、資金を援助してもらって、あるいは国体に出るチームの選手をここで1人、ここで1人、はっきりいいますと、宮崎銀行で2人、太陽銀行で1人、JAの方で2人とかいう感じで選手を引き受けていただけませんかとか、そういう商工観光労働部と一緒にまとめた形での競技力向上策を考えなきゃ、今のような知事部局に持っていったらという意見が出てくると私も思います。ですから、縦割り行政の一番の弊害かもしれませんから、そこらはまさに、全庁的に他の部局を皆さん方が借りる形で、何とか人と金の確保に頑張ってほしいと思います。

○中村委員 私は、案外色が白いんですが、今、真っ黒しているのは、きのう高校野球見に行きました。延べ今まで2回行ったんですが、きのうバレーの1年生大会もありましたね。非常に興味を持っていろんなところに見に行くんですけども、やっぱりスポーツ振興課で、きょうは野球がある、きょうはバレーがあると、いろんなスポーツがあるわけですけども、必ずどれか見にいつてらっしゃいますか。

○坂口スポーツ振興課長 それぞれ各競技に担当者がございますので、その者を中心に、それ

ぞれの大会にできるだけ県体協と連携しながら応援・支援に参っているところがございます。

○中村委員 スポーツ振興課の課長初め皆さんが手分けして、いろんな大会があるとき行かれて、本当にこれ、どういうところに勝てない問題とかそういったものがあるのかというのはよくわかると思います。高校野球2回見に行きましたが、「ははあ、この宮崎県の弱いのはここなんだな」とか、そういったのはよくわかるんですね。そういったことをやっぱり注目していただいて、県教委から来ているということになると、また個々の種目の人たちも張り合いがあると思うんですね。だから、何の競技でもそうですが、必ずひとつ顔を出していただく。

何でも出していただくということでしたけど、この前、アーチェリーの県体に行ってみましたらだれも来てませんでしたね。やっぱり手分けして、いろんな競技があるわけですから、行ってみられると、あれこそやっぱり健常者と障がい者が垣根なく戦えるアーチェリー大会だったです。ああいうところに行って励ましてあげないと本当にいけないと私は思ったもんですから、行ってらっしゃるかどうかが聞いたところです。ぜひ、分け隔てなくいろんなスポーツに顔出して、競技力向上が、どこが悪いのかということはおわかって思うんですね。そういうことをひとつ皆さんで検討してください。

○外山三博委員 冒頭に教育長の方から不祥事のおわびというか、報告がありましたけれども、今までも教育委員会に関する教員に対する不祥事というのはありましたよね。そのおわびと反省というのは聞いてきたんですが、そういう状況が出てくる背景というか、そこ辺の議論が教育委員会として、どういうふうになされて、それを今後はどう生かしていくかということが一

一番肝心なんですね。そういう一番肝心なところの報告は、一回もこの委員会で聞いたことないんですね。だから、今度の件についても教育委員会でどういう議論をされて、今後、どういう対応をとっていかうかという、その一番もとのところですね、そこ辺をちょっとお聞かせをいただきたいんですが……。

○高山教育長 先ほどもおわびを申しましたけれども、宮崎県の教職員として、どういった教職員を今後求めていくかという具体的な理想像ですね。この理想像をきちっと固めまして、そのための教員の採用とか研修のあり方等々につきまして、今後、検討していきたいということで、現在、人材育成プランを策定をいたしておりますけれども、そういったプランを早急に策定いたしまして、本県の求める教職員像をきちっと出して周知を図っていききたいというふうに考えておりました、今回の事件につきましても、やっぱり最終的には児童生徒、保護者、県民から信頼されまして、教育公務員として誇りと自覚を持てるような職業として、きちっと職務に邁進するような教職員を育てていきたいというふうに考えております。

○外山三博委員 個人の問題というか、資質の問題にしてしまうというのは簡単なんですけどね。しかし、あれだけ大勢の1万人を超える教職員を抱えた中で、人間として教員失格の人も多分いると思うんですよね。しかし、それは入るときに、採用するときになかなかわからない。ですから、国の方が10年で一応見直していこうという制度は、私は非常にいいと思うんですが、しかし、10年たつと相当なれというか、そういう流れに乗ってしまうおそれがあるような気がするんです。ですから、私は、県独自で、教員になって5年ぐらいで何かのチェックができ

ないかなということを考えておるんですが、どうでしょうかね。そういうこと、考えることでできませんか。

○谷村教職員課長 基本的には、採用してからの先生方につきましては、まず最初、入るときに1年間初任者研修というのを課しております。5年目に5年研修、それから10年目に10年研修ということで課しております、それぞれの時代に合った教育はいかにあるべきかということも含めて研修をいたしております。先ほど教育長も申し上げましたが、今年度人材育成プランを現在作成中ございまして、広く県民の方から意見をいただいて、これをつくりたいということで考えております。

現職の教員につきましては、いわゆるマニュアルをつくりましてそれぞれ職員に1冊ずつ、「教員はどうあるべきか」ということの冊子をつくっておきまして、配付をいたしております。また、日ごろからいろんなそういう不祥事が起きた場合に、校長が指導できるようなマニュアルも出してあります。そして、自分自身でチェックできる、社会人として、教員として、こういうところが足らんのではないかなというようなチェックリストもつくって配付してやっております。

それから、今回は、講師ということで、臨時的な職員でございましたので、臨時的な職員、それから非常勤講師も含めて、そういう研修を校内、あるいは市町村教育委員会、あるいは教育事務所等で実施するようにしているところでございます。以上でございます。

○外山三博委員 前からちょこちょこ聞くんですよね。登校拒否の先生、今、どのくらいいるんですか。登校拒否の先生、いないんですか、いるんですか。

○谷村教職員課長 把握はしておりません、現在のところ。

○外山三博委員 いるかいはいかはわかるでしょう。全然報告もないんですか。

○谷村教職員課長 例えば、精神的に病気でかかっているという職員については、把握はしております。以上です。

○外山三博委員 随分前に、そういう話をこの委員会かな、聞いた記憶があるんですね。そういう先生がいなければもう一番いいんですよ。ですから、それに近い先生、完全登校拒否じゃなくてもですね。そういう現場の先生の状況はどうかということ各教育委員会を通じて調べることによって、いろんなその先生がこれから起こす可能性のある不祥事を含めてですね。チェックができると思うんですよ。一度、そういう教育委員会通じましてね、現状を調べていただくようお願いをしておきます。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 今回の資料については委員会資料ということでお願いをいたします。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたしました。執行部の皆様には御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前11時41分休憩

午前11時47分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

県外調査についてであります。現在、調査先との日程調整を行っておりますが、予定が確定次第、日程表をお送りいたしたいと考えております。

日程は、当初の予定どおり8月21日から8

月24日で実施したいと考えておりますので、御参加いただきますよう、よろしく願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時48分休憩

午前11時50分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 すべてないようでございます。以上で委員会を終了いたします。委員の皆さん、お疲れさまでございました。

午前11時50分閉会